

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年7月1日 22時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市木坂西岸付近 三根港新埼灯台から真方位321°1,160m付近 (概位 北緯34°27.4 東経129°16.4)
事故の概要	漁船勝丸は、揚錨作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年7月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 勝丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-88404（漁船登録番号）個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船橋構造物の脱落、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が固型式救命胴衣を着用して1人で乗り組み、対馬市木坂漁港南西方沖で漁場を変えながら、一本釣り漁を行っていた。</p> <p>本船は、船長が、操業を終えて帰航しようと船尾部から錨を揚げていたところ、左舷方から大きな磯波が舷側を越えて大量に船内に打ち込み、左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、海中に投げ出され、転覆した本船の船底に掴まっていたところ、本船が転覆した状態で風浪により木坂漁港南方沖の陸岸近くの浅瀬に流れ着いた。</p> <p>船長は、自力で上陸し、持っていた携帯電話で家族に本事故の発生を連絡し、連絡を受けた家族が海上保安庁に通報するとともに、所属の漁業協同組合に連絡した。</p> <p>本船は、後日、僚船により引き出された後、木坂漁港にえい航された。</p> <p>本船は、海面から舷縁までの高さが約0.4mであった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近で50年以上漁を行っており、水深が浅く磯波の発生しやすい場所であることを知っていた。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一朗著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では砕波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻にな</p>

	<p>って碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
分析	<p>本船は、波高約0.5mの波がある状況下、磯波の発生しやすい場所で、船長が、漁を終えて船尾部で揚錨作業を行っていた際、大きな磯波を左舷方から受け、舷側を越えて大量の海水が船内に打ち込み、復原力を喪失して転覆したものと考えられるが、船長から十分に情報が得られなかったことから、海水が船内に打ち込むに至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、波高約0.5mの波がある状況下、本船が磯波の発生しやすい場所で、船長が、漁を終えて船尾部で揚錨作業を行っていた際、大きな磯波を左舷方から受け、舷側を越えて大量の海水が船内に打ち込み、復原力を喪失して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷が低い漁船の船長は、波の影響を受けやすいことに留意し、また、慣れた漁場でも、水深が浅い場所では急に高い磯波が発生することに十分留意すること。